

令和 8 年 度

日野市国民健康保険事業計画

日 野 市 市 民 部 保 険 年 金 課

運 営 方 針

国民健康保険は、住民である被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行い、もって被保険者の健康の保持増進を図る医療保険です。また、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保障制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものであります。

国保財政は、被保険者が負担する保険税、国・都・市が負担する公費及び前期高齢者交付金等によって運営されておりますが、平成30年度の国保制度改革以降、大きな目的として、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字額の削減があります。日野市においては、平成30年から10年間で赤字を解消するための「国保財政健全化計画書」を策定してまいりました。

しかし、近年では団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行されたことと、短時間労働者の社会保険の適用拡大により、国保被保険者数は減少の一途を辿っており、保険税収入も減少傾向にあります。

令和8年度の事業費納付金は、被保険者の減少等により、医療給付費分は減少しましたが、国・都の算定により、後期高齢者支援金等分・介護納付金分が増額となったこと等により、令和7年度当初予算比で増加しました。

令和8年度は税率改定年度ではなく事業費納付金も増加しましたが、令和8年3月に東京都に提出した「国保財政健全化変更計画書」では、赤字解消年度（予定）は昨年度と同様に国の目標年度である令和17年度としております。

このような事態を解決するため、全国市長会を通じて、国に対し、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置が講じられるよう働きかけています。

令和9年度は、「国保財政健全化変更計画書」に基づき、国民健康保険税率の改定を行い、緩やかに赤字額を削減・解消していく予定です。ただし、必ず計画書どおりに税率改定を実施する訳ではなく、昨今の社会情勢等の動向を注視した上で、改定を進めてまいります。

令和8年度は、国民健康保険税（子ども子育て支援納付金分）の徴収が新たに開始となります。子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして皆様に拠出をお願いするもので、この制度の恩恵を受けた子どもたちが将来大人になり、社会保障制度を支える中心的な担い手となることで、子育て世帯以外も含めた全世帯に恩恵があります。

被保険者の皆様には、本支援金分の納付についてご理解をいただけるよう、本制度について、丁寧な説明を行ってまいります。

なお、日野市が都に納める必要のある子ども子育て支援納付金は、その満額を、被保険者の皆様に納めていただく国民健康保険税（子ども子育て支援納付金分）から賄うため、国保財政健全化計画には影響を与えません。

重 点 施 策

国民健康保険税率の改定

令和8年3月に策定した「国保財政健全化変更計画書」においても、毎年東京都から提示される標準保険税率を目指し、段階的に保険税率改定を行うこととしています。隔年での改定実施を原則としております。

令和8年度は保険税率改定は行いませんが、令和9年度は保険税率改定を行う予定です。

被保険者の皆様に過度な負担を強いることのないよう、また、昨今の社会情勢等も十分に考慮しながら、保険税率改定実施の場合は、今年度中に運営協議会において諮問させていただく予定です。

事 業 内 容

1. 第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進

平成28年3月に策定されました「日野市国民健康保険データヘルス計画」と平成30年4月に策定されました「第2期日野市国民健康保険データヘルス計画」を継承した形で、令和6年度から令和11年度を計画期間とした「第3期日野市国民健康保険データヘルス計画」を策定しております。

今年度も計画に沿って、「微量アルブミン尿検査」「糖尿病重症化予防」「適正受診・適正服薬」等の既存の事業を進めると共に、計画3年目となることから中間評価を実施し、前半3カ年の事業の実施状況を振り返り、後半3か年に事業をより良いものとするべく、計画の見直し等を行います。

2. レセプト点検の充実強化

(1) 医科・歯科・調剤レセプトの内容点検の実施

AI（人工知能）及びRPA（人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。）による内容点検を委託にて実施し、引き続き医療費の適正化及び財政効果額の改善を図ります。

(2) 柔道整復施術療養費レセプトの内容点検の委託

レセプト全件の内容点検を委託にて実施し、医療費の適正化を図ります。

3. 適正な収入の確保

(1) 口座振替の促進

口座振替のPRに努め、口座振替利用者を増やし、安定した収納を図ります。

口座振替開始時期を通常の手続より約 1 ヶ月短縮できる「ペイジー口座振替受付サービス」や第 1 期の納期限の日に 1 年分を振替する「一括口座振替」のサービスを継続し、利用者の利便性向上に努めます。

(2) キャッシュレス決済の導入

従来金融機関納付・コンビニ納付・口座振替に加え、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングを使用した納付方法を導入しています。今後も納税者の利便性を向上させることで、滞納の発生抑止を図ります。

(3) SMS（ショートメッセージサービス）による催告の開始

令和 8 年度より、SMS による催告の発信を開始します。SMS により、電話催告では不通となってしまう未納者に対しても、催告の案内を着実に行うことが可能となります。

(4) 滞納整理の推進

引き続き保険年金課と納税課との連携を図り、納付交渉の機会を増やします。納付交渉に当たっては、丁寧に相談に応じることにより納税意欲を喚起し、納付に結び付けます。

また、滞納事案数管理、早期の財産調査、生活状況調査、分納管理システムによる分納履行管理等を徹底し、納税資力を見極めながら長期化の抑制と高額滞納の滞納整理を促進し、徴収率向上を図ります。

4. 被保険者へ的一部負担金減額・免除、保険税減免の周知・対応

被保険者からの相談に応じて、日野市国民健康保険一部負担金減免等取扱い要綱及び日野市国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、減額・免除を行います。

また、東日本大震災をはじめとした災害により、被災した日野市国民健康保険被保険者に対する一部負担金の減額・免除、保険税の徴収猶予等を該当者に速やかにご案内し、適正に行っていきます。

5. 職員研修

要望、質問に丁寧、親切に応えられる知識と態度を身に付けられるよう、東京都や国民健康保険団体連合会が実施する専門研修等に引き続き積極的に参加します。

6. その他

(1) 医療保険のオンライン資格確認について

医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することが、国民健康保険法等改正（2019年5月成立）で規定され、令和3年（2021年）10月から本格稼働しています。

【患者のメリット】

- ①窓口で限度額以上の支払いが不要となります。
- ②特定健診等情報、医療費通知情報、薬剤情報を閲覧することができます。

【保険者のメリット】

- ①資格喪失後の失効した健康保険証の使用が抑制されます。
- ②資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者記号・番号の誤記による過誤請求の事務処理負担が減少します。
- ③各種事務手続きや認定証等の発行が減少します。

令和6年12月2日以降、保険証はマイナンバーカードでの利用が原則となっています。

健康保険証の廃止に伴いマイナンバーカードと保険証を紐づけていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方等には、「資格確認書」を交付します。

(2) システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和8年2月に日野市で使用している国民健康保険システムが、国の示す全国共通仕様である標準準拠版に移行をしました。

標準化等の取組により、国主導によるオンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤の構築等がなされます。

また令和8年11月には、国が標準化と併せて移行を推奨する、ガバメントクラウドへの移行を実施するため、システム入替を実施する予定です。

ガバメントクラウドへの移行は、サーバー構築・運用のコストを削減でき、データの連携が容易になる等のメリットがあります。

＝ 保険年金課 給付係 ＝

国保運営協議会	協議会の運営に関する庶務を担当
予算の見積書、決算の資料等の作成	新年度予算、補正予算の見積書の作成 決算資料の作成
各種統計・報告	月報・年報・統計資料の作成
国・都補助金等他	国庫補助金、都費補助金・交付金ほか、
診療報酬明細書の点検等医療費適正化事務	診療報酬支払の適正化を図るため、被保険者資格の有無、診療報酬明細書の内容について点検を行う。 点検等により被保険者の医療機関等窓口での一部負担金の額が1万円以上減額となった場合、負担の適正化を図られるよう被保険者に通知する。
広報活動	広報ひの制度、事業の紹介記事を掲載 ひのしの国保 新規加入時等に配布 チラシ 制度改正や事業の案内を窓口に置いて配布 ホームページ 制度、事業の紹介記事を掲載
保健事業	データヘルス計画に基づく保健事業の実施 被保険者への医療費通知の送付など
給付に関する事務	高額療養費の支給・高額医療費貸付け 出産育児一時金の支給・出産費貸付け・受取代理 葬祭費の支給 療養費（補装具含む）の支給 不当・不正利得返還請求 第三者行為損害賠償請求

＝ 保険年金課 保険税係 ＝

課 税 事 務	<p>① 現年度課税 当初課税納税通知書を7月に送付。納期は7月から翌年3月の9回。以後、資格取得、資格喪失及び所得更正のあった世帯について、手続きのあった月末に計算し、翌月中旬に新規又は更正の納税通知書を送付。</p> <p>② 過年度課税 過年度に遡及して資格取得、資格喪失及び所得更正のあった世帯について、手続きのあった月末に計算し、翌月中旬に新規又は更正の納税通知書を送付。</p>
所得未申告者対策	年2回、6月と12月に未申告者に対して国民健康保険税申告書を送付し、所得把握に努める。
資格に関する事務	資格確認書、高齢受給者証等の発行及び管理。
適用の適正化	転入・社保喪失による新規加入者の適用にあたり、家族構成や年収等の正確な把握に努める。所得に応じて一部負担金の負担割合が変更となる場合等、該当者に対し適切な情報提供をする。
国・都支出金	国・都支出金の申請、請求、交付事務

＝ 納税課 管理係・納税係 ＝

収 納 事 務	国民健康保険税の収納・滞納整理
そ の 他	口座振替を軸に様々な納付方法を導入し、徴収率向上を図る。

＝ 健康課 健康増進係 ＝

保 健 事 業	特定健診・特定保健指導・がん検診の実施
---------	---------------------